

ケース1：マイナンバーカードや被保険者証等の不持参の場合

- 患者側に責任があることで資格確認ができないケースについては、現行の被保険者証不持参又は無効な被保険者証を提示された場合と同様の対応と想定。

ケース	支払等に向けた手続き
<u>マイナンバーカードを患者が忘れた</u> 場合 (被保険者証も持っていない場合)	<ul style="list-style-type: none">○ <u>現在の保険証を忘れた場合の対応と同じ</u>※ 一時的に患者が10割分を医療機関に支払い、後日、被保険者資格を医療機関で確認した上で自己負担割合に応じた額（7割分等）を患者に返す。※ 医療機関等において、把握している資格情報等により、後日精算とはしない運用も行われている。

- オンライン資格確認に対応していない医療機関に、患者が被保険者証を持たずにマイナンバーカードのみで受診した場合、当該医療機関では、オンライン資格確認を用いて加入する保険者や被保険者番号を確認することができないため、基本的には上記の被保険者証忘れと同様の対応とする。

→ ※ すべての医療機関・薬局においてシステムが導入されているわけではない旨、周知を図る

- ※ 現状の扱いに準じ、医療機関の判断により、マイナンバーカード表面の氏名、生年月日、住所を書き取り、所属保険者（必要に応じて電話番号等）を聞き取ることなどにより、医療費の自己負担分（3割分等）とすることも可能。